

支援部だより

今回のテーマは【教育課程②】



今回は、聴覚支援学校の小学部・中学部の教育課程についてお知らせします。

単一障害（聴覚障害のみ）の教育課程

小学校中学校に準ずる各教科
特別の教科道徳
総合的な学習
特別活動（学級活動・児童会活動・
クラブ活動・学校行事）
自立活動

つまり、通常の小中学校の教育課程に自立活動がプラスされる。
これは、小中学校の難聴学級も同じ。

重複障害（例：知的）の教育課程

小学部は生活、国語、算数、音楽、
図画工作及び体育、3学年以上に必要
に応じて外国語活動を設けることがで
きる。

中学部は国語、社会、数学、理科、
音楽、美術、保健体育及び職業・家庭
に外国語を加えることができる。

各教科等を合わせた指導として、
「日常生活の指導」「生活単元学習」
などを行う場合もある。

いずれも障害や実態に応じた「合理的配慮」が必要です。

「合理的配慮」とは

『障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと』

●聴覚障害のある子供の教育における観点では、

例1 [学習内容の変更・調整] 音声による情報が入りにくいことを考慮した学習内容の変更・調整
具体的に挙げると、「外国語」では【ヒアリング等における音質・音量調整】
【文字による代替問題の用意】【学習室の変更】等。

例2 [情報・コミュニケーション及び教材の配慮] 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供
具体的には、【身振りや手話の使用】【音楽のリズムや歌詞の可視化】
【要点を視覚的な情報で提示】等。



●「合理的配慮」には、いろいろな観点があります。



本人や保護者から学校に配慮の相談をし、学校でできることを話し合
って実施します。また、配慮を実施した後も定期的に見直しや改善が必要
です。

また、「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定は、障
害を理由とする差別に含まれるとされています。